平成 24 年 8 月 23 日

各　　位

東京都台東区柳橋一丁目 4 番 4 号
リ ア ル コ ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 CEO　谷 本　肇
（コード番号：3856　東証マザーズ）
問合せ先：取締役執行役員 CFO　山本　融
(連絡先　03-6864-4001（代表）)

新株予約権行使状況に関するお知らせ

平成 24 年 3 月 12 日付開示の「第三者割当により発行される新株予約件の募集に関するお知らせ」にて、お知らせしております新株予約権（以下、本新株予約権という）の行使状況につきましては、平成 24 年 6 月末行使予定の新株予約権が行使されなかったことから、平成 24 年 7 月 2 日付で「新株予約権行使状況に関するお知らせ」にて状況をお知らせしております。
その後の状況、当社の見解及び今後の対応等について、下記の通りお知らせをいたします。
なお、本日現在、本新株予約権の未行使分については行使されておりません。

1.　本新株予約権の行使状況

当社は平成 24 年 3 月 27 日付けで、MW 投資事業有限責任組合を割当先とした、本新株予約権発行及び同行使による調達総額 70,000 千円の本新株予約権の発行を行い、同日に本新株予約権発行により 19,600 千円、3 月 31 日に本新株予約権一部行使により 20,400 千円の調達をいたしました。残りの本新株予約権について平成 24 年 6 月 26 日に当社は MW 投資事業有限責任組合に対して行使要請を行いましたが、行使期限日である平成 24 年 6 月 29 日までに本新株予約権は行使されませんでした。同組合からは行使を保留する理由として、下記内容の連絡を受けております。

① 当社子会社である WWB が被告となっている訴訟につき、当社より当該訴訟の事実の説明を行わなかったことは、新株予約権第三者割当て契約証書において当社の表明保証違反であること。
② 当該訴訟の詳細が確認できるまでは、本新株予約権の行使を留保すること。
③ 訴訟の事実が確認でき、当社に重大な影響を及ぼさない状況となれば、予定通り行使を行う意思があること。

これら同組合からの本新株予約権の行使を留保する理由に対する当社の考えは下記の通りです。

① 平成 24 年 2 月に同組合からの 40,000 千円の借入の際には、上記訴訟の事実は、当社アドバイザーであり、同組合の出資者でもあるアルバース証券経由で説明を行っていること。
② 従って、同組合からの当社の表明保証違反という主張は本予約権の行使を留保する理由

には該当せず、同組合は契約上、当社の行使要請に対して行使する義務があること。

③ 本訴訟については、当社子会社の WWB は勝訴との判決を受けており、また原告が控訴しなかったことにより、既に解決していること。

④ 従って、本訴訟は、当社グループに重大な影響を及ぼしておらず、本予約権の行使に当たっての同組合の懸念は払拭されている状況であること。

なお、これらの状況については、同組合へはアルバース証券経由で説明を行っております。

2. 当社グループ業績への影響について

未行使分 30,000 千円については、ソーラーの仕入等の運転資金に充当する予定となっておりましたが、上記状況より、未行使の状態が長期化した場合を想定し、未行使分 30,000 千円の本新株予約権が行使されないことを前提に、平成 25 年 6 月期の業績予想の前提なる損益及び資金計画は作成されております。仕入資金が調達出来ていない状況においては、売上の機会損失が考えられますが、本日開示の平成 25 年 6 月期の業績予想の数値は手元資金を活用することで充分達成可能であると考えます。

3. 今後の対応等について

当社としては、引き続き同組合に対して、行使要請を行ってまいります。今後、状況が変化した場合には、再度お知らせいたします。

以上